

## 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案要綱

一 令和七年に開催される二千二十五年日本国際博覧会に関し、国際博覧会条約第十二条の規定に基づく政府代表として、外務省に「二千二十五年日本国際博覧会政府代表」を置く。（第二条関係）

二 代表は、特別職の国家公務員とし、かつ、外務公務員とする。（第二条関係）

三 代表は、二千二十五年日本国際博覧会に関し、日本国政府を代表することを任務とする。（第三条関係）

四 関係府省の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置をとる。（第四条関係）

五 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。（第五条関係）

六 代表の俸給月額は、百十七万五千円とする。（第六条関係）

七 この法律は、令和四年四月一日から施行し、二千二十五年日本国際博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日に効力を失う。（附則第一項及び第二項関係）